

事業標識看板

事業標識看板の設置は済んでいますか？

改正 FIT 法
2017.4.1 より

**標識の掲示が
義務付けられています！**
(屋根置き除く)

事業計画標示看板

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	*** 発電所
	設備 ID	D*****
	所在地	新潟県長岡市 ***45
	発電出力	49.5kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	株式会社 ****
	住所	新潟県長岡市 ***45
	連絡先	0258-72-****
保守点検責任者	氏名	**** 株式会社
	連絡先	0258-72-****
運転開始年月日		平成 2* 年 ** 月 ** 日

「危険高電圧」標示看板



「関係者以外立入禁止」掲示看板



注意

1

設備・フェンス等の外側から見やすい場所に標識を掲示する

注意

2

旧認定で申請出力 20kW 以上の設備を運用している場合、
速やかに掲示する義務がある

注意

3

新認定制度で 20kW 以上の出力の設備を設置する場合は着工後、
速やかに掲示する義務がある